

現在の位置

千葉県佐倉市公式サイト > 組織から探す > 契約検査課 > 入札・契約制度
> 総合評価方式制限付き一般競争入札における主任（監理）技術者の保有資格の対象区分について

キーワードで探す

ページ番号で探す

ページ番号を入力してください。



総合評価方式制限付き一般競争入札における主任（監理）技術者の保有資格の対象区分について

更新日：2025年12月12日

ページ番号：21146

主任（監理）技術者の保有資格の対象区分について

建設工事における技術者不足対策の一環として、国土交通省において主任（監理）技術者の専任義務の合理化を図り、現場専任を要する請負金額を引き上げ、一定の要件を満たすことにより専任工事現場の兼任や営業所技術者等の専任工事現場の兼務を認めるなどして、技術者の配置義務について緩和されているところです。同様に技術者資格についても、近年では施工管理の技術検定制度の見直しにより資格の新設がなされ、主任技術者となり得る資格区分についても見直され、国土交通省の登録を受けた技能者講習の修了者の範囲が拡大されていることなどから、当市においても、以下のとおり、技術者の保有資格に応じた対象区分について変更することとします。

主任（監理）技術者の保有資格の対象区分

変更後	変更前	得点
監理技術者となり得る国家資格者	1級国家資格者又は技術士	2点
主任技術者となり得る国家資格者	2級国家資格者	1点
その他（実績）	その他	0点

参照：国土交通省ホームページ

以下のリンク先より、『技術者制度（制度に関すること）』の「監理技術者/主任技術者となり得る国家資格等一覧」をご確認ください。

[国土交通省ホームページ](#)

対象区分の例について

例1：1級土木施工管理技士補

登録業種を「とび・土工・コンクリート工事」とする案件の場合は、以下の得点となります。

＜変更前＞「1級国家資格者又は技術士」に該当するため、得点は2点

＜変更後＞「主任技術者となり得る国家資格者」に該当するため、得点は1点

例2：登録道路等法面保護基幹技能者講習修了者（令和7年10月17日から国土交通大臣が認める登録基幹技能者として追加されました）

登録業種を「とび・土工・コンクリート工事」とする案件の場合は、以下の得点となります。

＜変更前＞対象外

＜変更後＞「主任技術者となり得る国家資格者」に該当するため、得点は1点

佐倉市総合評価方式制限付き一般競争入札実施ガイドライン

 [佐倉市総合評価方式制限付き一般競争入札実施ガイドライン \(PDFファイル: 439.7KB\)](#)

令和7年12月12日改正



この記事に関する
お問い合わせ先

[財政部]契約検査課(契約班)
〒285-8501千葉県佐倉市海隣寺町9 7番地
電話番号:043-484-6111
ファクス:043-486-1919
[メールフォームによるお問い合わせ](#)

入札・契約制度

[入札、契約事務に関する基準](#) →[入札、契約に関する様式等](#) →[標準契約書書式](#) →[佐倉市の入札契約に関する経緯](#) →[佐倉市の談合防止に関する取り組み](#) →[佐倉市入札監視委員会](#) →[随意契約](#) →[建設工事における専任技術者の取り扱いについて](#) →[建設工事における社会保険等未加入建設業者との一次下請契約の禁止について](#) →[建設工事請負契約書のスライド条項について](#) →[建設業退職金共済制度（建退共制度）について](#) →